

『移送サービス』をご利用するにあたって

社協の『移送サービス』は、運転ボランティアの協力を得て、車イス使用者や要介護高齢者等の通院や公共機関等への外出、および社会参加の促進を図ることを目的に実施しています。

『移送サービス』の利用対象者

この事業は、利用会員（サービスを受けたい方）と協力会員（運転ボランティア）の会員登録制となっています。利用会員として登録できる方は、市内に居住する社協会員であって、次のいずれかに該当する方です。

- （１）車イス使用者（けが等による一時的な利用者を含む）
- （２）室内での生活は概ね自立しているが、普通乗用車の乗降が困難な方など

利用したいのですが？

利用の範囲は、次のとおりです。

- （１）診療・リハビリ等のための通院
- （２）公共機関（市役所・銀行）等への外出
- （３）運行地域は埼玉県内とし、運行時間は午前８時３０分から午後５時までです。
※土曜日・日曜日・祝日・年末年始・車輛の点検日は運休となっています。

利用料はいくらですか？

年会費（年度会費）は、１，２００円です。

利用料は桶川市内片道５００円、隣接する地域は１，０００円、その他の地域は２，０００円～３，０００円を負担していただきます。
また、有料道路及び有料駐車場等については、別途負担していただきます。

利用の申し込み方法は？

利用の申し込みは、利用日の２カ月前から２営業日前までにお電話にてご予約をしていただきます。

なお、利用日時が他の方と競合した場合、変更をお願いする場合があります。

<注意事項>

- （１）原則、家族等の付き添いの方の同乗をお願いします。
- （２）移送中は協力会員（運転ボランティア）の指示に従っていただきます。
- （３）運行途中での変更や下車は、ご遠慮ください。（事前にお知らせください）
- （４）交通状況によって、運行が遅れる場合がありますのでご了承ください。
- （５）利用者・介護者以外の乳幼児の乗車はご遠慮ください。

利用料金一覧（片道）

料 金	地 域
５００円	桶川市内
１，０００円	上尾市・北本市・鴻巣市・蓮田市・伊奈町・川島町・久喜市（旧菖蒲町）
２，０００円	川越市・さいたま市・志木市・富士見市・ふじみ野市・狭山市 鶴ヶ島市・坂戸市・東松山市・行田市・加須市（旧北川辺町を除く） 羽生市・久喜市（旧菖蒲町を除く）・幸手市・春日部市・白岡市 滑川町・宮代町・杉戸町・吉見町
３，０００円	それ以外の埼玉県内地域